

瑞浪市 一般不妊治療費助成事業

瑞浪市では、子どもを持ちたいと望む夫婦を対象に一般不妊治療費の助成事業を実施しています。経済的な負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり（子育て支援）を推進します。

助成の対象となる治療等

産科、婦人科等で行う不妊症の治療法のうち、人工授精を行った際の費用が対象です。

（夫婦以外の第3者からの精子・卵子又は胚の提供、代理母での治療費用は当事業の対象外）

対象となる方

（申請日において下記項目全てに該当する方）

- 夫婦双方または一方が、治療及び申請時において瑞浪市内に住所を有すること
- 医療機関において不妊症と診断され、治療が必要と認められていること
- 妻の年齢が、一般不妊治療を開始した日において43歳未満であること
- 事実婚関係にある場合は、他に婚姻の届出をしている配偶者がいないこと
- 夫婦ともに瑞浪市または、他市にて同様の助成金の申請をしていないこと

助成の額と回数

★治療開始日が令和8年4月1日以降のものが対象

助成金額： 一般不妊検査及び治療で支払った医療費の本人負担額に対し、
1夫婦30,000円（上限）を助成
（文書料、食事負担額、個室料等、直接的な治療でないものは対象外）

助成回数： 助成金の額は助成開始月から1年毎に決定（1年に1回）

助成対象期間

治療を開始した月から継続する2年間の間

*医師の判断に基づき、やむを得ず一般不妊治療を中断した場合は、市長が認める範囲において、当該機関に相当する月数を算定しない期間とすることができます。

申請時期

（申請の際には、書類の確認に時間がかかります。時間に余裕を持ってお出かけください）

申請は1年ごとに実施。各年の最終月の翌月から6月以内に実施。

申請に必要なもの

（様式1、2についてはホームページからダウンロードできます。）

- ①瑞浪市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書（様式1）
- ②瑞浪市一般不妊治療受診等証明書（様式2）
（2か所以上の医療機関で治療を受けている場合は、2枚の証明書が必要。書類作成費用は対象外）
- ③当該不妊治療に係る領収書と明細書（原本）
- ④事実婚の状態にある者については、事実婚関係に関する申立書民票（様式3）と夫及び妻の戸籍謄本
*発行後3ヵ月以内のもの
- ⑤夫婦の住所登録の世帯が異なる場合は夫及び妻の戸籍謄本 *発行後3ヵ月以内のもの
- ⑥加入医療保険から高額療養費又は附加給付金を受給した場合は、当該受給額を確認できる書類

＜問合せ先・提出先＞

〒509-6195 瑞浪市上平町1丁目1番地

瑞浪市役所 健康福祉部健康づくり課 電話 0572-68-9785